

第 4 回信州型自然保育検討委員会 議事概要

日時：平成 26 年 10 月 24 日（金）

14：00～16：30

場所：県庁議会棟 403 号会議室

●開会

●山本担当部長挨拶

本日の検討委員会で制度の仕組みについての最終案を提案させていただき議論いただく。また信州型自然保育ガイドについても素案をご提案する。

●青木課長 着任の挨拶

●関係課追加の紹介

県民文化部文化政策課

林務部森林政策課

県教育委員会教学指導課

以上の 3 課があらたに事務局として参加

●資料確認

●議事（進行：上原委員長）

上原委員長挨拶

検討事項 1 「信州型自然保育認定・登録制度」（案）について事務局より説明

基本的な枠組みについては前回案と大きな変更はないが、認定、登録の考え方および基準について整理し直した。

引き続き、認定および登録基準について説明（検討資料 1 - 2、1 - 3）

- ・ 前回案を表組した資料を今回提示。
- ・ 基準の観点としては「量よりも質を重視する」内容となっている。
- ・ 量的な基準としては唯一「一日あたり平均 60 分以上、体験活動を計画的に実施している」を認定・登録の両基準に設定した。
- ・ 60 分という基準は文科省の「幼児期運動指針」から用いた。国の指針は運動あそびを想定しているが、それを当制度では体験活動と読み替える。
- ・ 前回からの一番の変更点は量的基準を明確にしたこと。

●質疑応答

（高松委員）

保育者の職名はどう考えるか？

保育園は保育士、幼稚園は教諭、認定こども園は保育教諭となっている。

この制度において、有資格者と言ったときに、何か特別の資格や職名を付与するのか？

(事務局)

この制度で、特別な資格を付与したり保育者の分類やあらたな名称などは想定はしていなかったもので、議論していない。

保育者というのは、保育士、幼稚園教諭の総称として使っている。この制度でも、保育士や幼稚園教諭が何人いるかということは確認する。

(高松委員)

最近、保育者という言葉が広義に使われるようになってきている。

保育士の資格をもっていると結構いろいろできる。職種が広がっているので、保育者という表現で、それがどういう人を示すのが不明確ではないか。

(事務局)

保育者とまとめた表現ではなく、明確に保育士なり教諭なりという表現で具体的に記載したい。

(高松委員)

例えば、小学校の先生が退職後にこうした活動に関わることも想定される。

将来的に職業としてあらたな資格ができる可能性もある。

そうしたことも踏まえて、保育者としてどのような人が関わるかを明確にすべき。

この制度が想定する体験活動には、保育者としてより幅広い人々が関わることを想定して発展的に考えておく必要もある。

(上原委員長)

量的基準についてはどうか？

文科省の指針をもとにしているが、現地視察をした結果からも検討している。

(事務局)

現地視察した保育園、幼稚園の保育時間について整理したところ、保育園において計画的なプログラムとして活動している時間は、どの園もおおよそ午前中の1時間から1時間半程度ということが分かった。その点では、文科省の指針との整合性もあると考えた。

どの園にとっても、基本として60分程度の活動を計画に組み入れてもらうことは可能であり、広くいろいろな団体が参加しやすい制度になるのではと考えた。

幼稚園はすでに一日のカリキュラムがきっちり決まっているので、60分と言えども捻出するのは難しいという意見もあるが、この制度では、量的な基準と質的な基準の両方を設定することで信頼性を担保するという考え方に立っているため、「できるだけやりましょう」という漠然とした呼びかけではなく、具体的な時間的目標を設定した。

幼稚園にもできるだけ参加いただけるよう、丁寧に説明しながら参加を呼び掛けたい。

(荒井委員)

一日平均60分という基準は、ちょうどいい頃合いだと感じた。

普通にやっていると少々厳しいが、本気で体験活動に取り組もうとすれば十分クリアできる時間なので、基準としてちょうどいい。

量より質を重んじるということで、実践の中身を検討しつつ、本当に体験活動をやろうとする園ならば十分クリアできるだろう。

質を重視しながら、量も担保するということでは適切な基準である。

(小林委員)

質的基準について記録を蓄積していくということだが、記録を評価する、つまり質を評価することを誰がやるのか？記録を読んで、だめだとかいいとか、誰がどんな評価軸でどう評価するのか？

(事務局)

前回より考え方を整理したのは、「量より質を重視する」ということであるが、「質をどう計るか」ということは極めて難しいということも分かった。

前回までは、信州型自然保育の理念にもとづく体験活動について、県が具体的な活動内容を項目として示して、それに当てはまるかどうかということで質を計るという考え方であったが、実践は多様であり、その実践内容を一つ一つ県が指定することには限界があり、多様な実践を網羅することはできないと考えた。

望ましい実践について県が具体的に例示して、それをやっているかどうかをチェックするというやり方では、多様な体験活動の質を計る上で視野も狭く偏ってしまうだろうし、県が想定できないような特徴的な実践を見逃してしまうかもしれない。

そのため、それぞれの団体がどういう実践をしているかをつぶさに見させていただくために、その内容について申請という形で記録や資料を提出いただくことにした。詳細な記録を出していただき、実践を公開していただく行為に対して認定を出すという考え方に整理した。

小林委員からのご質問にあった「提出した記録が制度の趣旨にそっているかどうか誰が判断するのか？」ということについては、審査基準（観点）を別途整理した上で、審査委員会が現地を視察し、申請内容を確認し、実践内容がこの制度の理念に合致していること、かつ他の園のモデルになると認められるものに対して認定を出すことを考えている。

認定申請をしようという団体であれば、すでにそれなりの深い実践をしているだろうと思うので、それに対して良い悪いと単純に選別するのではなく、申請内容が実際に実践されているかどうか、実践内容が制度の理念に合致したものであるかを審査するというイメージ。

実践が良い悪いというよりも、子どもの成長にとって体験活動がしっかり意味のある活動であるということが現地を見て理解できれば、そして他の団体のモデルとして県が公表できると考えられるならば、認定していいと考える。

(上原委員長)

それぞれの園の取り組み、実践は尊重したい。いろいろな活動があっていい。

審査という観点では、体系だった実践が大切で、そこに質がにじみ出てくる。

その団体がどんな理念、どんな方針でこの自然保育に取り組んでいるかは明瞭に示してほしい。

その上で、どのように実践しているか、その実践がどれだけ保障されているか（量的質的、両方の観点

から)。そして実際に実施されているかどうかを、団体のホームページや報告など様々な面から、点検させてもらう。全体的な視点から質を維持したい。単純な〇×じゃなくて。

(山口委員)

小林委員の質問は、誰がみるのか？誰が評価できるのか？という質問。

自然保育の審査は素人ではだめだろう。

審査の観点を整備することは不可欠。観点を打ち出しておけば、一定のところまでは書類だけでも判断できるだろうが、現地視察については保育関係者が入り、専門的な視点がないとだめだろう。

自然保育についての専門性をもった人を審査委員にいけなければいけない。

(小林委員)

何をもって質の向上とか、高い質の保育というのか、それについての考え方が、まだこの制度では明確になっていない。

枠組みはできつつあるが、保育として幼児教育として、こういう内容が望ましいというような点は具体的に何も無いわけで、それは現場で研修会をやるなど、回数を重ねることで広がってくるのかもしれないが、取りあえず今の段階では、この制度において中身を示すものは何も無い。

例えば、どんぐりを拾いにいくことについて、この制度では、どこの園でも「どんぐりを拾いにいった」ということを記録した場合、客観的な行動としては同じ表記になっても、その行為を子どもの変化など関係づけてみれば、子どもの育ちとしてはそれぞれ違うはず。

つまり「どんぐりを拾いにいった」という記録でいいのか？それとも「そこで子どもがどれだけ育ったか」という記録になるのか、客観的な行動記録だけで良しとせず、もう一步踏み込んだ記録とか評価まで求めるのか？そのあたりはどうか？

(高松委員)

保育の専門家である保育者が保育にあたり、記録をつけるということならば、記録をつけること自体にしっかりした考え方がでてくると思う。実践記録をまとめることに意義があり、記録を振り分けることは目的ではない。記録をきちっとつけることが何年もしていくことが宝物になる。

記録を付け続けること以外にきちっと評価することは難しい。記録をつけながら、信州型の自然保育はこういうものだというスタイルが何年かたってできるものだと理解している。

実践記録に期待したい。

(本城委員)

認定、登録基準ができて、審査基準がこれからできてくるだろうが、実際にはやってみないとわからない部分が多い中で、今回の案では更新期間が5年というのは長くないか？

例えば3年くらいのスパンで更新できることにして、3年ごとに基準を見直すのはどうか。

更新とあわせて基準見直しをすれば、5年は長いのでは？

(上原委員長)

更新期間について短すぎるのは大変じゃないか？

結果をどう把握するかも困難。5年というのは、未満児が小学校直前または小学校に入るくらいのスパン。そのくらいの視点で子どもの成長を見ることが大切では？

作業的観点と、子どもの発達の観点の両方からみて5年が妥当ではないか？

(内藤委員)

前回の委員会で提案された量的基準の540時間には驚いた。その基準ならいらぬんじゃないかと思ったが、今回の60分については自分的には最低基準だと思う。

自然保育を考えたときに、どこまでを自然保育と考えるかによっても変わるが、おおむね60分ならば自分の中では基準を設けることに納得できる。

もう一つ、制度の理念について、①と②に多様な体験活動とあるが、あえて曖昧な表現にしたのか。

②については自然保育とどう関わるのか。①も②もあえて自然保育に関連づけた理念ではなく、普通の保育の理念ではないか？もっと自然や屋外の活動を意識した理念にすべきでは？

定義を受けての理念ならば、表現をもっと自然保育に関連付けるべき。

(事務局)

基本理念については、確かに自然との絡みについてももう少し色濃くというご指摘はその通り。

自然保育と言いつつも、主眼とするのは体験活動であり、自然環境の中での体験活動を一番重視しているが、体験活動自体は地域との関わりを含め広くとらえている。

全体として、保育、幼稚園問わず、どこでも子どもの体験活動が少ないことから様々な子ども若者の課題が出てきているということを考えると、とにかく体験活動を主眼に置いている。

自然という関わりについて、信州ならではの点ではもう少し表現を工夫すべきかと思うが、そのあたりは基準のほうで丁寧に確認したい。

確かに体験活動だけだと普通の保育の理念とどこが違うのか？ということになるが、実際に理念通りの体験活動がどこでも提供されているかと考えると必ずしも十分な実践がなされていないのではという懸念もあり、その点では、あえてあらためて体験活動を明確に理念として謳う必要はあると考える。

小林委員のご質問にあった記録をとって、その記録はどういうイメージなのかということについては、ただどんぐりを拾ってきた、外で何かをしてきたというような事実を述べるだけではなく、それに対して保育者、大人がどういう視点をもって、どうかかわっているのかということを含めて確認することをイメージ。

その実践がいいのか悪いのか、正しいのか正しくないのか、妥当なのかどうかについて、基準の中ではそうした評価まではできないし、むしろしないと考えた方がいいと考えている。

高松委員もご指摘のように、できるだけ丁寧に記録を残す。丁寧にいろいろな団体の実践を記録として残すことに力点をおき、それを共有することを大切にしたい。

ならば誰が評価するのかについては、保護者だろうし、子ども自身だろうし、実際にそこに関わっている人たちがどの実践がいいのか、県内に多種多様な実践、体験活動があることがわかって、その中で自分はどういうものを望みたいか、どういう実践が子どもにとって意味のある実践かを、いろいろな研修ややり取りの中で議論したり深める中で、おのずと良い実践が集約されるのではないかと。

5年、3年という更新期間については、5年間の中で基準を見直す必要が出てきたときにどうするかは

別途考える必要があると思う。ただ、上原委員長ご指摘のように、5年ぐらいのスパンで子どもの成長をとらえることは必要だと思う。

(上原委員長)

自然との関わりの部分をどれだけ明瞭かするかは工夫したい。

(飯沼委員)

基準について特に異論ない。

基本的に自然保育がよりいい形の保育であるということが表現、証明できればいいわけで、60分が妥当かどうかは正直わからない。

今の公立保育園でも、外の遊びは当然60分はこえるので、やろうと思えば全部基準はクリアできる。また、いま新設しようとしている保育園でも、園庭に木を植えるから、囲われている中でもできるだろう。ただ、それで本当にいいのか？という思いはある。

自分としては、公立保育園の管理的な保育と自由なフィールドを使った保育があるとすれば、いまお金が出ているのは管理されている保育だけ。

しかし自由なフィールドを使った保育を一部の保護者が選択している限りは、基本的にはそれも保育として認めるべきではないか？という考えであり、そう言う中でこうした基準に当てはめて認定するのはとても意義があると思う。

評価はしないということについて、評価はすべきだと考える。

なんで自然保育なのかということを科学的に保護者に訴える必要がある。

やったことがいいことだと伝えるだけなら誰でもできる。

しかしその実践をちゃんと科学的に実証し、記録したものを分析することはすべき。

制度を作る上では、そこまでちゃんと規定してほしい。

それをやるのが大学なのか、県の機関なのか、市町村なのか、任意団体なのか、そこまで考えなければ長続きしない。

自分としては、管理している保育園もできるだけ自由な保育と同じ線上にのせていくためには、そういったことが必要だと考える。

(事務局)

先ほどの評価の説明に語弊があったかもしれないが、記録が子どもにとってどのような効果があるのかは当然検証したり、将来的にどう研究に発展するかはともかく、しっかり検証することは大切にしたい。

(上原委員長)

自分もある種の評価はあったほうがいいと思う。

(飯沼委員)

選ぶのは保護者であり、保育を選ぶ際に、これだからいいと選べるようなポイントが必要

従来、保護者は、見てくれ、規模、立地とかで選ぶので、あえて信州型自然保育の中身で選んでもらうには、その実践の評価を示すものが必要

(上原委員長)

実践を踏まえての検証を積み重ねるといふ評価は大切にしたい。

それをどう公開するかが重要

審査場面での評価と実践の見える化における評価の2面ある。

実践の見える化における評価は、量的(時間)な評価と保護者など人の目の評価のセット

日常をあらわにしてもらうという仕組みは園にとっては厳しい基準

保護者含め、一人ひとりがどうみていくか、どう評価するかということが大切。

それともう一つ、審査委員会での評価がある

例えば小学校での研究授業では、高い点数をテストで取った子どもが多いからこのクラスは優秀という評価にはならない。

そうではなく、どういう狙いをもって、どういう手法で教えて、その効果が子どもたちにどのように伝わっていったかを検証するのであって、そういう観点がこの制度でもほしい。

理念があつて、理念から流れてくる計画があり、せめて月間のプランくらいは明瞭にしてほしい。

そこから読み取れることでまずは評価させてほしい。

特定の特徴的な実践があれば、それは日案でもいいし、プランをだしてもらってもいい。

(依田委員)

まずは飯沼委員の意見に賛同

もうひとつは質問でもあるが、基準の⑬の体験活動についてと⑭の屋外での体験活動について、あえて分けてある意味は何か?

(事務局)

ご指摘いただき気づいたが、⑭は時間の目安についての項目であり言葉足らずであった。

体験活動の中身については⑬、⑭とも同じであるので、本来一つの項目で問うもの。

記載の仕方が間違え

(荒井委員)

⑭にある「具体的な活動例」は必要か?

(事務局)

あえて入れたのは、60分の使い方として具体的にどういうことをやっているかを問うというイメージであったが、今のご質問から考えて、体験活動を全体としてしっかりとらえるとなると、その中で60分を抽出することは矛盾すると思うので、考え直したい。

(荒井先生)

となると⑬に活動例が入ってくるのか?

(事務局)

そういうこと

(木戸委員)

登録認定基準を見ていると、保育を支えている保育者について、保育者自体を支える枠組みがあるのか？安全管理とか研修についての項目はあるが、保育者の給料や待遇についての項目がないのが気になる。ドイツの認定基準では労働環境についても重視されている。

(事務局)

基準の考え方は、主に体験活動に関する観点から整理している。

団体としてどのような規模で職員体制はどうなっているかは安定的な運営に関係するので基準項目に入れているが、線引きとしては、保育全体の中で体験的活動に係る部分とそれ以外の部分で分けて考えている。

いろいろな形態の団体を対象としているので、職員の待遇といった細かな部分まで基準に入れるのは、この制度としての範囲を超えると考え外してある。

他の委員のご意見もいただきたいが、基本的に体験活動を行う子どもにとって、いろいろな体験活動ができる体制なり職員のスキル向上という観点は入れてあるが、そもそも、職員の待遇や職場環境まではいれていない。当然無関係ではないが、基準にまで入れるのは少し趣旨から超えると考えている。

(上原委員長)

待遇までは基準にいれていないが、職員が地域や他団体とどう連携できるかは重要視したい。

(飯沼委員)

研修会の開催についてだが、保育者の見方、考え方、価値観によって自然保育は決まる。従来の保育でいいという人と、もう一步踏み込んで、森、山など自然を通して、子ども同士が互いに連携し、助け合っていくような視点をもった保育を目指す保育者を増やしていくことが大切だろう。

基準の中にも、研修を受けさせる、受けてきたという部分は重要なポイントとして明確に入れるべき。

(事務局)

認定基準には、保育者の資質向上の項目があるので、そこで研修などもしっかり位置づけたい。

そうした取り組みも含めて、全体のお手本、モデルになるような団体を認定したい。

(本城委員)

5年で更新するという事は、基準も5年をめどに見直すということだと思うが、新たに立ち上げる事業としての目標値はあるのか？認定団体の目標はいくつか？

保育園、幼稚園、認可外を全部足すと766、保育園と幼稚園だと651だが、このうちの何割が認定団体になるのが成功なのか？

なんとなく不安。実際にはそんなに集まらないのではと言う不安がある。

例えば5年目に20団体でもOKなのか？

(事務局長)

予算上では、今年度の認定が5、来年度が10と想定している。今年から来年にかけて計15団体。

登録については、できるだけ多くと考えるが作業的な限界もある。

(上原委員長)

予算上はその程度だと思うが、これをきっかけにどれだけ市町村も含めて地域が協力した保育ができるかを見てみたい。

こうした体験活動を盛り込んだ活動に対しての市町村や地域の認知、いただける支援があるならできるだけ支援してほしい。そうしたタッグが組めるかに注目したい。

単に数だけを目指とするのではなく、結びつき方、連携の広がりを目指したい。

信州の良さ、公民館活動に代表されるように地域活動をしている人たちが、どれだけこうした活動にも関わってくれるかを大切にしたい。

(飯沼委員)

本日から林務部が参加しているということは、森林という視点で何かしら事業化を検討しているのか？参加の意図は？

(事務局)

現時点では特段事業化を検討しているわけではないが、全国的にこうした活動には林務の視点から関わっているケースが多いので、まずは情報共有するために参加してもらっている。

(林務部)

現在事業化の検討はしていないが、何かご意見あればいただきたい。

(飯沼委員)

ぜひ林務の観点から連携してほしい。

(上原委員長)

ぜひ教学指導課も幼保小連携の観点から連携してほしい。

(高松委員)

認定こども園の園長としての立場からは、この制度に手をあげるかどうするか悩んでいる。

60分という基準は充分クリアできる。ただ60分の中身をみていると、3歳児のほとんどは砂場、そのあとブランコ、鉄棒、うずまきじゃんけん、わらべうたをして、といような60分

手を上げるには、こうした60分の中身を大きく変えないといけないということではないか。

砂場で60分遊ぶだけでは、この制度の趣旨にあった60分ではないだろう。

ということは、教師の意図的なものが必要になる。それがやりきれんのだろうかという不安ある。

幼稚園教育要領に準じた教育課程を組んでいる中で、そこに教師が60分意図的にもっときちっとした体験活動をしていくためには、自分としてはそれだけの精力をかけることができないので、手を上げることは難しいと考えている。より高い質を求められることが、活動の中身を創る観点からはかなりハードルが高い。

自分は、これまで数か月議論に関わっているので、60分の中身をつくる大変さも理解できるが、何も知らない人がこの基準をみて「60分くらいならすぐできる」と勘違いして手を上げることもありうるだろう。現場の立場からすると、体験活動、自然とふれあうことの必要性を否定する人はだれもいないが、具体的に今のやり方のどこをどのように変える必要があるのかということの理解が難しいのではないかな。制度の趣旨や理念は理解できるが、基準に定められている一つひとつの項目を見ていくと、そのす

べてを満たすことはかなり難しい。おそらく他の園も同様の受け止め方をするのではないか。

(事務局)

そうした園についてはぜひ登録団体としては参加していただきたい。

認定団体として厳しいかもしれないが、ぜひ登録団体としては広く参加をお願いしたい。

(上原委員長)

活動内容の見方を工夫することで、いろいろな活動を体験的な活動にしてみることができるのではないか？

(荒井委員)

普通の保育をしていけばすべて認定されるものではないということは良くわかる。

やはり、園の理念の中心に自然体験をすえてそれをしっかり取り組まないと、60分の体験活動というのはなかなか厳しいだろう。そういう意味では、この制度としてはいい基準。

この認定制度がある以上、長野県内のすべての保育関係施設団体がすべて認定されるわけではないのは当然。自然体験を中心に置いてやっている団体が認定を受けて、保育指針や幼稚園教育要領にしたがってやっている園で、関心をもっているがそこまでできないという環境にある園は登録して、認定団体のやり方を学びながら頑張るといいう仕組みでいいのでは。

高松委員の発言はこの制度の性格にぴったりはまった観点からの発言だと思う。

認定と登録の役割の違いはそこにある・・選べる制度にして、できるだけ多くの団体がそれぞれ可能な関わり方で体験活動への関心を深め、少しずつでも実践の幅と質を広げていくことを目指す。

(高松委員)

幼稚園教育は本来、子どもの自発的な活動を重視している。子どもによっては、一日園舎の中で、段ボールなどで工作をしている子どももいるが、もしこの認定を受けたら、そうした子どもも一斉に外に出さないといけないとすれば、それは悩む。

そうした子どもにも外で遊ぶように仕向けないといけないのか、という迷いがある。

外で遊ぶことが好きな子もいるが、中で遊びたい子も当然いる。

子どもの自発性を尊重するのが幼稚園教育の本質、良さである。中で過ごしたい子どもにどう対応すればいいかに悩む

(事務局)

部屋の中で思いっきり自分の好きなことをやっている子どものやりたいことをとったり、変えさせることはこの制度の趣旨ではない。その子どもの時間を保障すべき。そういう子どもも全員、外に出せということでは全くない。

逆にいえば、もっと外に出て遊びたい子どもがいれば、そういう子どもにとってはもっと外で遊ぶ時間を保障したり、そういうことを支えるような実践の方向をプラスしていただく。

部屋の中で十分に成長している子どもは、それはそれで尊重すべきだが、一般的傾向としては、外にでたいのにでれないとか、もっと外でいろいろな体験活動をしたい子どもがいても、なかなかそれが満たされない環境であるという認識がそもそもあるので、むしろそちらをしっかりと広げることがこの制度の目的である。すべての子どもを一斉に出せということではない。

(高松委員)

とすれば、この 60 分と言う時間は園として確保しているということであって、仮に 200 人いたら、その子どもをすべて 60 分以上外に出すべきという解釈ではないということか？

(事務局)

現実的にはそういうことになるだろう。

(高松委員)

自分としてはそこがずっと引っかかっている点。

中で成長することも、外にでることもどちらも重要だと思う。だからこそ登録することの重みを考える。もちろん無理に引きずりだすということではないが、園として 60 分の屋外遊びをする時間を確保し、環境を整えてあるという解釈でいいのか？

(事務局)

それでいいと理解している。

もし園舎の中で遊んでいる子がいても、60 分、外でいろいろなプログラムが保障される環境が整ったときには、その子も外に出たいと思えば出れる状況になる。

最終的にはすべての子どもが外で体験活動をしてほしいという理想はあっても、いろいろな段階、子どもに応じてもあるし、出たいと思ったときにそれが満たせる環境が用意されていることは大切。

(上原委員長)

それぞれの園の方針は基本的には尊重されて良い。

次に会議事項の 2 に移ります。

(事務局)

事業報告書の素案と信州型自然保育ガイドの素案について説明。(検討資料 2 を参照)

今年度については、事業報告書、ガイド、資料編の三部構成で作成予定

ホームページ等にはガイドのみ切り離して掲載は可能

作成の作業は作業部会で進めている。

(依田委員)

ガイドの事例集について、天体という表現があったが、幼児の天体活動って具体的には何？

(事務局)

参考にしたのが、プレイパークでの活動表現の仕方、活動ジャンルをアイコン化してみた

(依田委員)

アイコンについては例 1 も例 2 もあっていいが、天体ということについては、太陽や月や星もあるが、「闇の体験」、「闇の静けさ」についても意識してほしい。

天体というよりも宇宙という表現のほうが幼児の活動を考える上ではイメージを考えやすい。

また、園庭でも自然体験ができないわけではない。だから、例 2 のアイコンに園庭も入れるべき

(内藤委員)

この表記内容だと事例というよりは、保育紹介にしか見えない。
自然保育の良さは、子どもが自然環境とか、取り巻いている環境に何か発見や気づきがあって、そこからこういうふうに関わったらこんなことがおこったよとか、こんなふうにしたらこうなったんだよ、みたいな、自然とのやり取りを通して、そこから子どもの育ちがあるというような保育をイメージしているので、そのためにはこの事例集にも、もっと子どもとの関わり方を記載する部分を中心にいれるべき。今のままだと、こんな取組をしたということだけで、子どもの育ちが見えにくい。
もっと細かい、子どもがどうかかわったかを保育者として読み取れるようなものにしないと事例集とは言えない。

(上原委員長)

スケジュールの話をだしてもらいながら、今日の振り返りをしましょう。

(事務局)

検討資料5「今後のスケジュール」案について説明（検討資料5参照）
次回第5回検討委員会で申請書類含め提案し、制度として完成したい。
認定審査委員会の設置も承認いただく。
制度が発表される前後で関係団体や市町村に説明予定
11月25日から申請受付開始

(飯沼委員)

市町村では、現在来年度の入所申請受付が始まっている。来年度からの新制度にむけて大変混乱している。今後、この制度が公表されると保護者からの問い合わせが必ずあるだろう。その時に県が保護者からの相談窓口のようなものを設置するのか？

(事務局)

保護者向け相談窓口の設置は想定していなかったもので、今後検討したい。

(上原委員長)

制度的な骨格は本日確定。今後は申請書類および認定審査の観点などを整理
ガイド作成についても各委員に情報提供をお願いしたい。
以上で本日の議論を集結し、進行を事務局に戻す。

(事務局)

次回までに本日のご意見を踏まえ、基準の申請書類、認定審査に係る部分をつめる。
事前に各委員に確認してもらう。

●山本部長あいさつ

ハード面の基準ではなく、ソフト面の基準をつくるむずかしさがある。結果もすぐには出ないむずかしさがある。何よりも大切なのは保育者の関わり方であり、今日のご意見をしっかり制度に反映できる形にしたい。

●閉会